

「差別煽動をめぐる問題」について

——自由権規約二〇条をめぐる——

友 永 健 三

一、「自由権規約二〇条」の規定

日本が一九七九年の六月に批准し、九月二一日から効力を発してきた「自由権規約」の二〇条には、次のような規定がある。

一、戦争のためのいかなる宣伝も、法律で禁止しなければならない。

二、差別、敵意又は暴力の煽動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱導は、法律で禁止しなければならない。

この条項は、第二次世界大戦の痛烈な反省とりわけ、ナチス・ヒットラーのユダヤ人虐殺に象徴される残虐な行為を二度と繰り返ささないために盛り込まれた重要な条項である。

この条項は、右傾化と軍国化を強めている、昨今の、わが国の動向、とりわけ、部落差別に関して、各地で生起している悪質な差別事件の実情を見たとき、極めて重要な条項となってきた。

二、日本政府の報告

この条項とくに第二項に関する日本政府の報告書は以下のようになっている。

第二項については、憲法第一四条において法の平等を謳っているほか、刑法、教育法、労働法等各種の分野で差別、敵意、暴力の排除に資する措置をとっている。今後このような現行法制でも規制し得ない行為により、具体的な弊害が生じるような場合には、表現の自由の要請を十分考

慮して立法を検討することとしている。

この報告書の問題としては次の二点があげられよう。

一つは、日本の現状を見ると、軍国化への傾斜やファシズムへの傾斜のいずれの面も、極めて危険な局面に直面しつつある。本稿では軍国化の問題は中心テーマではないので詳しくはふれないが、特定国を名ざして敵視して闘争をよびかける各種右翼団体の活動は最近各地で極めて活発化している点だけを指摘しておきたい。ファシズム化との関係でいえば、その一つの指標である、悪質な差別事件——「部落民を皆殺しにせよ」といった——が、後に見るように多発してきているが、この点に関する認識が全く甘いといわねばならない。しかも、重要なことは、軍国化にしてもファシズム化にしても全ての人々が、はっきりと認識できる頃には、もう、どうしようもないのであって、芽のうちにつみとらねばならないことを考える時、なおさら、この点は重要である。

二つめの問題点としては、こうした軍国化なりファシズム化に対しては、これを直接規制する法律がないという点をあいまいにしている問題があげられる。

例えば、ファシズム化に関しても、これを直接規制する法律はなく、ただ既存の名誉棄損罪等を適用するとしてい

るのである。これでは、差別煽動そのものが罪であるということが明確にならず、社会的な規制力が稀薄にならざるをえないという問題がある。

三、ファシシヨ的な差別事件の増加

最近増加してきているファシシヨ的な落書きの投書の増加についてふれることとする。

昨年八月十日、「同対審」答申が出されて丁度一五周年にあたる前日、大阪市内の生江解放会館の前にあつたタテ看板に大学ノートにして七枚にも及ぶ「差別挑戦状」がおしピンで止められてあつた。

その内容は「生江三丁目、エタ、ヒニンのすみかだ// 近づくよ殺されるぞ// 奴らは大阪のウジ虫である。ただちに強制収容所へ送り、毒ガス室に入れろ// 善良なる市民バンザイノ、エタ、ヒニンに大阪市民はさく取されている// あのウジ虫的存在の生物に//」といった内容のものであり、極めて悪質なものである。

次いで昨年十二月二日に、同じ大阪市内の淡路中学の体育館の壁面に、実に七〇メートルにも及ぶ差別落書きが、スプレーで書かれるという事件が発生した。

その内容は「部落民は国民の敵だ// 石川死ね、石川死ね、石川は死刑、日ノ出の住民を消せ……」といった、

同様に悪質なものであった。しかしこの様な事件は、今回が初めてではない。

すでに数年前から大阪市立大学や桃山学院大学、近畿大学等において生じていたものである。

例えば一九七八年十二月に近畿大学で発見された落書きは次のようなものである。

「部落民族、被差別民族、特殊民族、四ツ社会からマツ殺せよ、これは至上命令である。また本学において該当するものは、ただちに退学せよ」

この種の落書きがいくつかの大学でつづいていたのである。

また一九七九年二月には、社団法人部落解放研究所に次のような悪質な投書が送られている。

「おまえたちは悪魔の集まりである。社会のうじ虫であるおまえたちに子孫を残す権利はない。悪魔は永久に地上から消し去らねばならないからである。部落民専用の強制収容所が必要だ。」

さらに注意しなければならぬことは、この種の落書きや投書が大阪だけで生じているのではなく、東京、長野、京都、福岡等全国的に見い出されていることである。

例えば東京の一例をあげると昨年(一九七八年)の二月に東京大学で、次のような落書きが発見されている。

といったファシシ的な行動をよびかけるものとなっているのである。

第五の特色は、従来は個人的な作業でおこなわれていたが、最近のものは、組織的な動きが濃厚になっており、中には、落書きや投書の末尾に一定の組織名が書かれているものが多くなっている点である。

第六の特色は、部落差別だけでなく、障害者や、女性、在日朝鮮人、被爆者に対する差別煽動も合わせてなされてきているという点である。

こうした特色を見る時、われわれは、極めて危険なファシシ的な動向の強まりを危惧せざるをえない。あの六〇〇万人ものユダヤ人を虐殺したナチス・ヒットラーの暴挙も、最初は、落書きから始まったことを忘れてはならない。(詳しくは『全国のおいつく差別事件』解放出版社刊参照)

こうした、一連のファシシ的な事件の実情を見ると、国際人権規約の規定を踏まえた規制が早急に明確されるべきであるし、社会全体が毅然とした態度と意志表示を示すとともに、広範な人々の決起を促すことが必要となっている。

四、国会での論議

「エタ死ね、部落センメツ、生きる餌子なし、石川に死刑を、部落研センメツ、ティノウ児」

さらに法政大学でも、一九七九年七月に「差別がなぜ悪い、オレはキライなものはキライなのだ。みにくいものはみにくいのだ。ツンボはツンボ、エタはエタ、ヒニンはヒニン、チョンはチョンなのだ」という悪質な差別落書きが書かれている。

こうした一連のファシシ的な落書きや投書を見ると、次のような特色を指摘することができる。

一つは大学や職場で見られる落書きが、地域でも見られるようになってきているし、中には被差別部落の中にまで見られるようになってきていることである。

二つめは、従来はトイレ等人目につかないところに、こっそり書かれていたものであったが、最近、その傾向は、公然と、スプレーや大学ノートに書いて人目にふれるところに張り出されてきているということである。

第三番目には、「ねたみ差別」の意識をあまり、公然と部落解放運動に敵対をよびかけるものがふえてきている点が特色である。

第四番目の特色は、その内容が従来は、差別用語を書いているだけであったが、最近のものは「武器をもってたちがあがれ」とか「強制収容所にとじてめて毒ガスで殺せ」と

「差別煽動の法的禁止」に関して、国会でも論議がおこなわれているが、以下に二つの論議を紹介しよう。

一つは、本年二月二十八日の衆議院予算委員会の第一分科会でおこなわれた、矢山有作議員の質問に関するやりとりである。

○矢山分科員

その次に、御案内のようにわが国はすでに国際人権規約を批准しておりますね。そしてこれはもう発効しておりますわけでありませう。ところが、その人権規約には「差別、敵意又は暴力の煽動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する。」という条項があるわけですが、先ほど申し上げましたような大阪の差別落書きですね、これはまさにここで言われている差別煽動に当たると思っております。したがって、人権規約を批准しておるといってまえから、そうした差別煽動に当たるようなこと、ういものを法的に規制をするということをやはり考えるべきではないか、こういうふうにも思うのですが、きょうは法務省から来ていただいておりますので法務省からも御意見を伺い、何でしたらまた総務長官からもお考えをいただきたいと思っております。

○鈴木(弘)政府委員

御質問にお答えいたします。

ただいま御質問の条項のごときでございますが、これには「国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道」というようなことでございまして、直ちに本問題には当たらない、そのように理解

してあげるわけでございます。

○矢山分科員

これはどうして直ちにそういう問題に当たらぬのですか。そういう悪質な差別落書きは、必ずしも私が先ほど指摘した大阪の地方だけじゃないんです。全国的におちろちろらに出ておるんです。そうすると、この差別煽動というのはもう広い範囲で全国的に行われておると言っても差し支えない状態にあるんですよ。そうすれば、そういう差別煽動的な行為を法で規制するというのはやはり考えるべき問題じゃないですか。簡単にそれは考えてもらっては困る。

○鈴木(弘) 政府委員

文言の解釈をいたしまして、ここに書いておりますのはもっと大きな意味で言われているんじゃないか、このように理解するわけでございますが、ただ、先生のおっしゃいました御趣旨というのは非常によくわかるわけでございます。その御趣旨とこのを踏まえて、今後の各府県との関係の検討のときにいろいろ考えさせていたいただきたい、かように思うわけでございます。

もう一つは、本年三月三十日におこなわれた参議院予算委員会第一分科会で目黒今朝次郎議員の質問に関するやりとりでございます。

○目黒今朝次郎君 表現の自由もいろいろありますが、たとえば一例を読みますとこういう文章があるんですよ。日本政府は直ちに軍隊を動員し、えた、非人階級の住む生江三丁目を武力をもつ

るわけでございます。

ただ、私が申し上げたいのは、規制をするということですべてが片がつくというものではないと思っておるわけでございます。規制をすることによってかえって差別が潜在化し陰湿化するということもございます。また反面、規制、これは権力行為でもあるわけでございますが、それによってはどうしようもならないところも啓発によつては好結果を生むところもございます。

(中略)

なお、法改正のことをおっしゃっておられるわけでございますが、この点については、同和施策の今後の方向、内容をどうするか、それについて法をどのようにするかというようにすることににつきましては、目下総理府を中心といたしまして鋭意検討しておるところでございます。その中でございますので、ただいまのところ法務省としてこれについての見解を申し上げることができない、こういう現状にあるわけでございます。

この二つのやりとりを見ると、政府側の答弁に、次のような問題点を指摘することができよう。

一つは、矢山議員の質問に対する鈴木法務省人権局長の答弁であるが、その中では「自由権規約の二〇条の二項で禁止されているのは、人権差別や民族差別、さらには、宗教にもとづく差別であつて、部落差別は、これに含まれない」との趣旨の答弁がなされている。これは、まさに、木

て制圧して、そして彼らにあるものは死のみである。それで、後の方になると、言論の自由もあるけれども、殺せとか、壊滅せよとか、收容所に入れて毒ガスでやっつてしまえとか、こういうこと、そこまで表現の自由があるのだから。確かに刑事局長、告発は告発であります。こういう毒ガスで殺せとか、軍隊をもって銃殺せよとかいうことは、いかに憲法に表現の自由があったとしても、そこまでは許される問題じゃないかという気がするんですよ。

そのところを、やはりこういう証拠物件があるんですから、これらをそのまま放任しておくのか。今度こういう攻撃をかけられると、攻撃をかけられた方は、何言っている、やっつませよということになりかねない、これは。(中略)

だから、もう脅迫とか何かを含めて、あるいは殺人予備罪とか、そういうことなどについて、やっばり余りにも度を越す言論の自由についてはそれなりの対応をしてやらないと、やっばりエスカレートしちゃって大きな社会問題を引き起こすという根っこになってしまふ、こう考えるんですが、現行法で不備ならば法改正も含めて、こういうのはやっばりやり過ぎではないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(鈴木弘君) そんなような差別文書を貼付するということとは、表現の自由というものにおのずから制約はございませう。ただ、先ほど申し上げましたように、私も何らかい方法はないものかと思つて検討しておるわけでございますし、他の関係府庁と共同して検討を続けてまいりたい、このように思つてお

を見て森を見ない論議であり、この条項がそれぞれの国内にある差別を煽りたてることによつてファシズムが台頭してきたにがい教訓を踏まえた規定であることも考慮した場合、日本においては、当然、部落差別にもとづく差別煽動も、規制の対象に含まれると考えられるべきであらう。(なお、この点は、国際人権規約の、いわは各論にあたる人種差別撤廃条約では、後にふれるが、明確にふくまれることがわかる。)

次いで、目黒議員の質問に対する鈴木局長の答弁であるが、「規制は検討はしていくが、むずかしい。加えて、規制よりは啓発で対処すべきだ」との趣旨の答弁である。これに関していうならば、啓発の重要性については、指摘のとおりであり、その観点から、抜本的なとりくみを要請したい。部落問題との関係で表情をいえば、一九八〇年度予算(国)の場合、「同和予算」の総額はおよそ二千五百億円であるが、その中で啓発に関する予算(総理府、法務省、労働省にまたがる)は、二億三千万円にすぎず、「同和予算」の中で占める比率は、〇・〇九八%にとどまっている。これは一億一千万人を超す全国民を対象とした予算であることを考えると、国民一人あたり二円、一家庭四人とみても八円という、わずかな額にとどまっているのである。この点の抜本的な改善が必要である。以上見てきたよ

うに啓発の充実は必要であるが、しかし、昨今の差別煽動が、一定の組織的背景を持って、人々に、被差別部落への襲撃をよびかけており、しかも、それが、各地で生起してきているという現実を見たとき、これを犯罪として明確に規制していく法的な措置がとられるべきであろう。この点に關していうならば、政府は、民主的な運動を大幅に規制することにつながりかねない刑法「改正」には、熱心で、多くの国民の批判にも拘わらず、その実現を急ごうとしているのとは全く対象的である。

五、国際的な動向

最近、世界的な不況、とりわけ、アメリカやヨーロッパでの失業の増大の中で、黒人やユダヤ人、さらには外国人労働者に対する差別攻撃が強まってきている。アメリカでは黒人や有色人種に対する公然たる攻撃をよびかける宣伝や行動が強まっている。ヨーロッパでも、ユダヤ人や外国人労働者に対する差別攻撃が宣伝されるだけでなく、教会の爆破事件や、居住区への襲撃が加えられている。こうした実態は、ファシズムの復活として、厳しくうけとめられ、これらに反対する運動が活発化しているが、これらの諸国、とりわけ、ヨーロッパの西ドイツやフランス、イギリス等では、差別煽動を始め、差別にもとづくファシ

ヨ的な諸行為を、独自の法律で規制しており、運動体も、これを武器に闘いをくりひろげている。(個々の法律については、芹田健太郎編『国際人権条約集』有信堂に収められている)

さらには、国際的にも、全ゆる形態の人種差別撤廃条約によって、ファシヨ的な行為は、厳しく禁止されているのである。(くわしくは部落解放研究所編『人種差別撤廃条約の早期批准のため』解放出版社を参照)

このように、国際的には、ファシヨ的な行為を独自の法律によって規制しているが、西ドイツ刑法典と、人種差別撤廃条約の中で、関係する条項を以下に紹介しよう。

まず西ドイツ刑法典の第一三一条には以下のような規定がなされている。

西ドイツ刑法典

第一三一条 (暴力の称揚、人種憎悪の煽動)

1 人間に対する暴力行為を残忍に又はその他非人道的に叙述し、これによってそのような暴力行為を称揚しもしくは軽視する文書又は人種憎悪を煽動する文書を

- (1) 頒布し、
- (2) 公然と陳列し、貼付し、上映し、もしくはその他の方法で普及させ、
- (3) 十八歳未満の者に提供し、譲渡し、もしくは普及させ又は、

(4) これらの文書又は文書から得られた部分を第一号ないし第三号の意味において使用するために又は他の者にこのよう

な使用を可能ならしめるために、製造し、入手し、交付し、貯蔵し、提供し、広告し、宣伝し、本法施行地域内への輸入もしくは本法施行地域外への輸出を企てた者は、

- 一年以下の自由刑又は罰金刑に処せられる。
- 2 第一項に記載された内容の提供を放送によって頒布した者も同じ刑に処せられる。
- 3 一項及び第二項は、行為が時事問題又は歴史の経過の報道に奉仕するときは、適用されない。
- 4 第一項第三号は当該未成年者の監護につき権限を有する者が行ったときは適用されてはならない。

次いで人種差別撤廃条約の中では第四条で次のように規定されている。

人種差別撤廃条約第四条

(a) 人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種的差別の煽動、並びにいかなる人種又は皮膚の色もしくは民族的出身を異にする人々の集団に対するあらゆる暴力行為又はこれらの行為の煽動、及び人種的差別に対する財政援助を含むいかなる援助の供与も、法律によって処罰されるべき犯罪であること

を宣言する。

(b) 人種的差別を助長し煽動する団体並びに組織的宣伝活動及びその他あらゆる宣伝活動が違法であることを宣言しかつ禁止し、並びにそれらの団体又は活動への参加が法律によって処罰

されるべき犯罪であることを認める

(c) 国又は地方の公権力又は公的公益団体が人種的差別を助長し又は煽動することを許さない

ちなみに、この人種差別撤廃条約の第七条では、啓発に關して次のような規定がなされている。

第七条 当事国は、人種差別に導く偏見と闘い、諸国間及び人種的又は種族的集団の間における理解、寛容及び友好関係を促進し、並びに国際連合憲章の目的と原則、世界人権宣言、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際連合宣言及びこの条約を普及させるため、特に、教授、教育、文化及び情報の分野において迅速かつ実効的な措置をとることを約束する

(注) 「人種差別撤廃条約」で使われている「人種」の概念は、極めて広く、門地も含まれており、性と宗教を理由とした差別以外の差別が全て含まれており、部落差別も当然この条約に含まれる。

さらに、部落差別との関連性が最近とみに注目されているインドの被差別カーストに対する差別に対しても、インド憲法、ならびに「不可触民制犯罪法」によって差別は禁止されている。(詳しくは山崎元一著『インド社会と新仏教』刀水書房参照)

六、国際人権規約の即時具体化を

「自由権規約」の第二条の二項では、「この規約の各締

結国は、立法措置その他の措置がまだとられていない場合には、この規約において認められる権利を実現するために必要な立法措置その他の措置をとるため、自国の憲法上の手続及びこの規約の規定に従って必要な行動をとることを約束する。」と定められている。

日本政府が国際人権規約に批准した以上は、この規約の規定を誠実に守っていく必要があるが、これまで見てきたように、ファシヨ的な傾向の強まりの兆しが見られる時、これらに対する法的規制が真剣に研究され、実施される必要がある。

この点でいうならば、「自由権規約」に関する日本政府の報告書は、あまりにも、現実を隠ぺいした報告書といわざるをえないのである。と同時にこのことは、深刻な差別の実態、ファシヨ的な動向を暴露していく運動の重要性を改めて、教えてくれているのである。法は、いうまでもなく、人々の闘いと努力によって、相手側との力関係によって作られていくのだし、また守られていくのであるという真理は、この場合にもあてはまるといわねばならない。